

令和3年度 旭スポーツセンター公募にかかる質問回答書

番号	分類	ページ	項目	質問内容	回答
1	公募要項	5	管理口座	「1施設当たり1口座を原則」と記載されていますが、当団体会計システムによる施設毎の収支管理を行っていれば1施設1口座設けなくてもよろしいでしょうか。	原則1施設1口座となります。 複数口座使用する場合は、貴団体の会計システムによる収支管理が適切に行われていることを確認のうえ、判断します。
2	業務の基準	6	利用料金	「体育室冷暖房設備利用料金設定の基本的な考え方」について、夏季料金を徴収とありますが、原則夏季期間は利用料金に加え付帯設備料金必須との認識でよろしいでしょうか。また、個人利用も同様でよろしいでしょうか。	お見込みの通り、原則夏季期間は室場利用料金に冷暖房設備利用料金を加算した額を夏季料金として徴収となります。個人利用については冷暖房設備利用料金加算の徴収外とします。
3	業務の基準	9	スポーツ教室の提供	スポーツ教室等の設定数について、「オンラインで提供を行う場合はこの限りではない」とあります。スポーツ教室のオンラインレッスンに体育室等を利用する場合、『利用枠設定の考え方』とは別に、指定管理者が優先して室場を予約・利用して良いということでしょうか。指定管理者が優先して室場を利用して良い場合、その設定数がありましたらご教示ください。	「オンラインで提供を行う場合」はスポーツセンターの体育室等を利用しないことを前提としているため、体育室等を利用してオンラインレッスンを行う場合は「利用枠設定の考え方」を適用します。
4	応募関係書類	様式 賃-1		様式内「雇用形態」欄について、『指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き』には「複数の職種(概ね5つ程度まで)に区分し」とあります。職種に応じた当団体の給与体系に合わせて、欄を追加してよろしいでしょうか。	横浜市からは「正規雇用職員等」と「臨時雇用職員等」の2種類の変動率をお示しします。そのため、貴団体の給与体系に合わせた提案を行う場合は、上記いずれかの区分に割り振ってください。 (参照:「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」2頁(5)賃金水準の変動率)
5	応募関係書類	様式3		当団体の役員について、応募書類の受付期間直前に改選を予定しております。新役員が登記事項証明書に反映されるまでに時間がかかるため、様式3の氏名(新役員)と登記事項証明書内の氏名が異なる場合がありますが、よろしいでしょうか。	様式3「役員等氏名一覧表」には書類提出日時点の情報を記入ください。応募の際は「登記事項証明書」と異なっていても受け付けますが、書類提出の際に新役員が反映された「登記事項証明書」をいつ提出できるかご連絡いただき、反映後速やかに提出してください。